

第三セクターに関する指針の一部改正 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第三セクターに関する指針 (略)</p> <p>5 公的支援の考え方</p> <p>対象法人は、市から独立した事業主体であり、その経営は当該対象法人の自助努力によって行われるべきものである。よって、公的支援の実施に当たっては、事業の公共性・公益性を十分に勘案した上で、真に公的支援が必要な場合に限り、次に掲げる支援について、当該各号に掲げる内容で行うことができる。</p> <p>(1) 人的支援</p> <p>人的支援（市職員の対処法人への派遣）は、次に掲げる事項に留意し、行うことができる。</p> <p>ア 対象法人のうち、市職員を派遣できるものは、石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年石巻市条例第34号）第2条第1項の規定により、公益財団法人慶長遣欧使節船協会及び一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターに限る。</p> <p>イ 市職員の役員就任は、対象法人の経営責任の明確化及び事業活動の公共性・公益性を確保するため、真にやむを得ないと認められる場合に限り。</p> <p>ウ 対象法人からの要請に基づき、市退職者を常勤の役員として就任させる場合は、その必要性や法人雇用職員の登用の可能性を十分検討の上、あつせんすることとし、就任の期間は最長5年を超えてはならない。</p> <p>(2) 財政・金融支援</p> <p>対象法人の経営に要する資金は、直接・間接の手法を問わず、対象法人が自ら調達することが本来であるが、これらが適当でない場合又は効率的な経営を行ってもなお支援が必要な場合は、必要最小限度の支援を行うことができる。なお、支援に当たっては、法人の設立目的、事業の公共性・公益性等を十分に勘案しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第三セクターに関する指針 (略)</p> <p>5 公的支援の考え方</p> <p>対象法人は、市から独立した事業主体であり、その経営は当該対象法人の自助努力によって行われるべきものである。よって、公的支援の実施に当たっては、事業の公共性・公益性を十分に勘案した上で、真に公的支援が必要な場合に限り、次に掲げる支援について、当該各号に掲げる内容で行うことができる。</p> <p>(1) 人的支援</p> <p>人的支援（市職員の対処法人への派遣）は、次に掲げる事項に留意し、行うことができる。</p> <p>ア 対象法人のうち、市職員を派遣できるものは、石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年石巻市条例第34号）第2条第1項の規定により、公益財団法人慶長遣欧使節船協会及び一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターに限る。</p> <p>イ 市職員の役員就任は、対象法人の経営責任の明確化及び事業活動の公共性・公益性を確保するため、真にやむを得ないと認められる場合に限り。</p> <p>ウ 対象法人からの要請に基づき、市退職者を常勤の役員として就任させる場合は、その必要性や法人雇用職員の登用の可能性を十分検討の上、あつせんすることとし、就任の期間は最長2年を超えてはならない。</p> <p>(2) 財政・金融支援</p> <p>対象法人の経営に要する資金は、直接・間接の手法を問わず、対象法人が自ら調達することが本来であるが、これらが適当でない場合又は効率的な経営を行ってもなお支援が必要な場合は、必要最小限度の支援を行うことができる。なお、支援に当たっては、法人の設立目的、事業の公共性・公益性等を十分に勘案しなければならない。</p> <p>(略)</p>